

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第16号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別記第56号様式、第59号様式及び第63号様式を次のように改める。

第56号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税の現年課税分賦課額報告書

(当初・決算)

区分	県民税		森林環境税		市町村民税		合計	
	普通徴収 ④	特別徴収 ⑤	普通徴収 ⑥	特別徴収 ⑦	普通徴収 ⑧	特別徴収 ⑨	普通徴収 ⑩+⑪+⑫	特別徴収 ⑬+⑭+⑮
均等割額 (森林環境 税額)								
譲渡所得以外 ①								
譲渡所得 ②								
小計 ①+② ③								
譲渡所得以外 ④								
譲渡所得 ⑤								
小計 ④+⑤ ⑥								
計 ③+⑥ ⑦								
退職所得の分額課税に係る 所得割額 ⑧								
本年度課税額 ⑨+⑧ ⑩								
⑨のうち翌年度の収入となる べき額 ⑪								
⑨のうち本年度の収入となる べき額 ⑫								
前年度課税のうち本年度の 収入となるべき額 ⑬								
本年度調定額 ⑬+⑭ ⑮								
特定あん分率 (当初のみ記載) ⑯-⑰ ⑱								
区分	均等割額 のみ の もの 人	納税義務者 のみ の もの 人	均等割額及び 所得割額の もの の もの 人	均等割額及び 所得割額の もの の もの 人	計 人	普通徴収 人	特別徴収 人	特別徴収 人
譲渡所得以外								
譲渡所得								
分離退職								
計								
摘要								

注
1 譲渡所得の区分は当初のみとし、決算分については「譲渡所得以外」欄に合算額を記載すること。
2 本年度課税区分割合は、円位まで算定される桁数まで算出のこと。

新潟県県税条例第19条第1項及び第2項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日
地域振興局長 様

作成者職氏名

市町村長

第59号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金収入計算書 (年 月 分)

区分	本年			前年度			翌年度				
	現	課税	徴収	前月までの累計	納税	繰越	分	前月までの累計	本年	分	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
調定額	円			円			円		円		
上段：県民税額											
下段：森林環境税額											
収納額											
上段：県民税額											
下段：森林環境税額											
不納欠損額											
上段：県民税額											
下段：森林環境税額											
未納額											
上段：県民税額											
下段：森林環境税額											
延滞金											
上段：県民税額											
下段：森林環境税額											
加算金											
上段：県民税額											
下段：森林環境税額											
特別徴収	(法第324条の5の2(小規模企業の納期の特例)に該当するものについては、()外書きすること)										
区分	退職等による普通徴収(一括特別徴収を含む。)への替え分										
本年	総額	円	(ア)	円	(イ)	円	(ウ)	円	(エ)	円	(オ)
前	6月1日以降の変更分(更正、決定等)	円	(カ)	円	(キ)	円	(ク)	円	(ケ)	円	(コ)
年	本年	円	(サ)	円	(シ)	円	(ス)	円	(セ)	円	(ソ)
中	本年	円	(タ)	円	(チ)	円	(ツ)	円	(テ)	円	(ト)
増	本年	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)
減	本年	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)
額	本年	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)
内	本年	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)
訳	本年	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)
計	本年	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)	円	(ト)

新潟県条例第20条の規定により収入計算書を提出します。

年 月 日
 地域振興局長 榎

市町村長
 作成者職氏名

第63号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (3月末日現在)

1 県民税、森林環境税及び市町村民税の確定額の調

区分	3月末日現在確定額	払込みあん分率
県民税	円D=A/C (年3月31日現在の確定あん分率)	
森林環境税	E=N'/C (年3月31日現在の確定あん分率)	
市町村民税		
計		
区分	市町村の収入所属年度と前一年度との3月末日現在の確定額を算出した場合の3月末現在の確定額	市町村の収納は年度で県への払込が翌年度となった額の調整額
6年度以後	円F=L-(I×D)+J	円G=M-(F×J)
森林環境税	K	P=H-(G×K)
市町村民税		Q=N-H
計		
5年度以前	円F'=I'-(I'×D')×J'	円G'=M'-(F'×J')
市町村民税		Q'=N'-H'
計		

3 県民税及び森林環境税に係る徴収金の払込額不足額の調

区分	精算基準額	県への払込額	精算すべき額
現年課税分	R=T×D	円R-I	円
令和6年度以後	S=××D		S-I
令和5年度以前	S'=××'×D'		S'-I'
計			
延滞金	T=××D		T-I
令和5年度以前	T'=××'×D'		T'-I'
令和6年度以後	U=××D		U-I
令和5年度以前	U'=××'×D'		U'-I'
計			

(森林環境税分)

区分	精算基準額	県への払込額	精算すべき額
現年課税分	V=××E	円V-U	円
令和6年度以後	W=××E		W-U
令和5年度以前	X=××E		X-U
令和6年度以後	Y=××E		Y-U
計			

2 県民税、森林環境税及び市町村民税に係る徴収金の収納・払込済額の調 (税金精算の基準税額)

区分	現年課税分	令和6年度以後課税分	令和5年度以前課税分	令和6年度以後課税分	令和5年度以前課税分	加算金
取納又は払込み月	円	円	円	円	円	円
年4月から						
年3月						
計						
年度分の収納で又は6月までに払込まれた額						

新潟県県民税則第29条の規定により払込額精算計算書を提出します。

地域課税局長 権

市町村長

作成者職氏名

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																														
<p>（自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告）</p> <p>第10条 法第11条の10第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の種別割の納付通知書を受け取った日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことを証する書類を添付して行わなければならない。</p> <p>別表（第117条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">文 書 等 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">根 拠 条 文</th> <th style="text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書</td> <td style="text-align: center;">法第11条の10第3項</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4号様式の2（第117条関係）</p> <p>自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方税法第11条の10第3項の規定により申告します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p>	文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式	（略）			自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	法第11条の10第3項	（略）	（略）			（略）	地方税法第11条の10第3項の規定により申告します。	（略）	<p>（自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告）</p> <p>第10条 法第11条の9第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の種別割の納付通知書を受け取った日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことを証する書類を添付して行わなければならない。</p> <p>別表（第117条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">文 書 等 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">根 拠 条 文</th> <th style="text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書</td> <td style="text-align: center;">法第11条の9第3項</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4号様式の2（第117条関係）</p> <p>自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方税法第11条の9第3項の規定により申告します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p>	文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式	（略）			自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	法第11条の9第3項	（略）	（略）			（略）	地方税法第11条の9第3項の規定により申告します。	（略）
文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式																													
（略）																															
自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	法第11条の10第3項	（略）																													
（略）																															
（略）																															
地方税法第11条の10第3項の規定により申告します。																															
（略）																															
文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式																													
（略）																															
自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	法第11条の9第3項	（略）																													
（略）																															
（略）																															
地方税法第11条の9第3項の規定により申告します。																															
（略）																															

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和7年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の別記第56号様式、第59号様式及び第63号様式は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。